

(川村議員) 次に、加齢性難聴対策について伺います。

加齢性難聴対策については、私はこれまで代表質問や一般質問、予算決算の委員会で取り上げ、厚労省への聞き取りにも積極的に参加し、直近では8月24日に行って参りました。高齢化社会の進展する中、65歳以上で約45%、80歳以上で約80%が難聴者とされ、聞こえのバリアフリーへの取り組みは急務です。2017年7月、ランセット国際委員会が、「難聴は認知症の最も大きな危険因子である」と指摘して以降、難聴対策が認知症対策につながることは、2017年に改定された新オレンジプランにも反映されています。2019年の「WHO認知症予防ガイドライン」でも「難聴を適時に発見し治療するために、スクリーニングと難聴のある高齢者への補聴器の提供が行われるべきである」と指摘されました。私どもの会派が行っている第17回新宿区政アンケートでも、聞こえのお困りごととして「高音やテレビの音が聞こえにくい」「会話が少なくなった」「母が補聴器をしてくれない」等の声が寄せられています。区の取り組みをさらに進めるため、以下質問します。

第1に、次期の高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下、「同計画」）に認知症対策として聞こえの問題を位置付けることです。

昨年年第4回定例会で、練馬区が詳細な「きこえ設問」を独自に加え、補聴器補助、認知症対策へと発展させたことを紹介し、「同計画」に先立つ「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」で、聞こえの設問を取り入れることを提案したところ、「高齢者保健福祉推進協議会において協議」するとの答弁でした。この間の検討状況についてお聞かせください。また、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に当たっては、「WHO認知症予防ガイドライン」の指摘を踏まえ、加齢性難聴対策について位置づけるべきと考えますが、ご所見を伺います。

第2に、聴力検査についてです。

補聴器は聞こえの問題を早期発見し装用開始することが大切であり、区が健康診査で独自の項目として「耳はよく聞こえますか」という質問を設けていることは評価できます。ただ、加齢性難聴は自分では気が付かない場合も多く、やはり区の健康診査では高齢者に聴力検査を行うべきです。区政アンケートでも聴力検査を導入すべきと思う方が89%となっています。いかがでしょうか、ご所見を伺います。さらに、敷居を低くするという点では、身近な場で聴力検査ができることも重要です。豊島区は、区が実施する健康診査で高齢者に聴力検査を行っていますが、これに加え、今年度から区内16か所の区民ひろば等で「ヒアリングフレイル」＝聞き取る機能の衰えのチェックをしています。誰もが気軽に立ち寄り、「みんなの聴脳力チェックアプリ」を使い、簡単に測定でき、聴取率6割未満の方には耳鼻咽喉科を案内するというもので、啓発と同時に専門医を紹介できる仕組みです。WHOガイドラインの指摘にも適っています。そこで区長に伺います。「みんなの聴脳力チェックアプリ」等を活用し、高齢者総合相談センターや地域センター、地域交流館等で、身近に聴力検査をして専門医につなげ、必要な方には補聴器の装用ができるようにすべきと考えますが、ご所見を伺います。

第3に、補聴器購入に対しての助成制度の創設についてです。

加齢性難聴に対し、新宿区と江東区は補聴器の現物支給を行っていますが、13区では補聴器購入に対しての助成を行っています。「調整にも便利な身近な補聴器店で自分に合った補聴器を購入したい」との要望も多く、区政アンケートでも、「購入費の補助があれば利用したい」が72%となっています。港区では13万5000円を上限とする助成が始まりました。江東区では、今年度現物支給に加え、3万円の費用助成を始めました。補聴器支給者にアンケートをとり、購入後に助成金をもらうことへの要望が多いことが確認できたとのことです。実績も、従来の現物支給の実績に加え、200人以上増えているとのことです。これは更なる普及の力になります。現行の現物支給に加え助成制度を創設し選択できるようにすべきと考えますが、ご所見を伺います。

第4に、支給者へのアンケートやアフターケアについてです。

江東区の補聴器支給者に対してのアンケートは、友人・家族との交流、聞こえの改善、補聴器の

使用・使用していない理由、調整、ヒアリンググループ等について聞いており、施策の改善に非常に有効です。また板橋区では、「補聴器購入アフターケア証明書」を発行し、調整とトレーニングの実効が上がるよう工夫しています。せっかく支給した補聴器が活用される取り組みが大切です。新宿区でも支給者へのアンケートや調整とトレーニングが行われる仕組みづくりをすべきではないでしょうか。以上答弁願います。

(吉住区長) 加齢性難聴対策についてのお尋ねです。

はじめに、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に認知症対策として聞こえの問題を位置付けることについてです。

区はこれまで、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者保健福祉推進協議会等でご意見をいただきながら、10月から実施する「高齢者の保健と福祉に関する調査」の設問内容等の検討を行ってきました。本調査を通じて、高齢者等の心身の状態を広く把握するため、一般高齢者調査、要支援・要介護認定者調査及び第2号被保険者調査において、新たに「耳の病気及びその後遺症の有無」を確認する設問を追加することとしました。

次に、加齢性難聴対策についてです。

難聴は認知症の危険因子の一つであり、高齢者の方が難聴に気づいて、個々の状況に合った対応を取ることは、高齢者の健康保持・増進にとって大切なことと考えています。現計画では、補聴器の支給を「自立生活への支援」施策の一事業に位置付けています。今後は、「高齢者の保健と福祉に関する調査」で現状を把握するとともに、高齢者保健福祉推進協議会のご意見を伺いながら、次期計画の策定を進めてまいります。

次に、区の健康診査で高齢者に聴力検査を行うことについてのお尋ねです。

区の健康診査は、原則として国が示す標準的な検査項目に沿って実施しています。ただし、医師会との協議により、検査時間が増えることなく対応できる血液検査や尿検査では、検査項目を追加しているものもあります。一方、健康診査の中で聴力検査を実施する場合、今まで以上に健康診査全体の時間がかかることや、医療機関の体制も含めて課題があるため、聴力検査を検査項目に追加する考えはありません。しかし、健康診査の質問票に「耳はよく聞こえますか」との項目を区独自に追加し、医療機関において問診等をする中で、不安がある場合には、必要に応じて相談先として保健センター等をご案内しています。

次に、「みんなの聴脳力チェックアプリ」等を活用し、聞こえのチェックを実施して専門医につなげ、必要な方には補聴器の装用ができるようにすべきとお考えについてです。

高齢者総合相談センターでは、日頃から高齢者の様々な相談に応じており、その際に、聞こえの問題がある方については、補聴器支給事業をご案内するとともに、耳鼻科への受診を勧奨するなど、必要な助言を行っています。また、補聴器の使い方や難聴者との上手なコミュニケーションの取り方など、高齢者の聞こえをテーマとした介護者講座なども実施してきました。ご指摘いただいた、他自治体でのアプリの活用を始めとした様々な取り組みについては、今後の施策の参考としてまいります。

次に、補聴器購入に対しての助成制度創設についてのお尋ねです。

区は、入札で選定した事業者と年間契約を締結することにより、一般価格と比較して安価に補聴器を調達することを可能としており、利用者負担額も低額となっています。購入代金への助成を実施した場合、利用者は一旦高額な費用を事業者に支払う必要があります。区の助成額を差し引いたとしても、現在の利用者負担額と比べて高額な負担となることが見込まれます。また、購入後に領収書等の書類を添えてご申請いただくなど、事務的な負担をお掛けすることも課題となります。広く高齢者が、少ない負担で補聴器の支給を受けられる現行の事業を継続していくために、現時点では、購入代金への助成制度を創設し、現物支給との選択制にする考えはありません。